

令和4年3月22日

利用者様

地域福祉センターの利用について（通知）

和光市総合福祉会館長
地域福祉センター所長

日頃より、当センターをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、埼玉県のまん延防止重点措置については、3月21日（月）をもって解除となりましたが、当センターの利用の際には、引き続き感染予防に対する皆様のご理解とご協力が必要になってまいります。

すでに和光市地域福祉センターの利用基準（下記一部抜粋参照）に基づき、利用していただいているところではありますが、今後も利用時の感染予防対策を徹底していただきますよう、改めてご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【和光市地域福祉センターの利用基準一部抜粋】

- 1 咳エチケット、マスクの着用（口元が隠れるシールドも可）、手洗いや手指の消毒の徹底。来館前の検温の実施。※基本的な感染予防対策の徹底
- 2 利用前に健康チェックリストの提出。
- 3 活動時は、接触感染や飛沫感染がないよう十分に注意。感染のおそれがある活動は控える。
- 4 施設内の飲食は禁止。調理室利用時には、調理器具のこまめな洗浄や、調理した飲食物はその場で飲食せず、必ず持ち帰る。
- 5 部屋の使用後は、原状復帰をするとともに、部屋の設備等の清拭消毒の実施。

会館の新型コロナウイルスに関する情報や「和光市地域福祉センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」は右記QRコードから確認できます。➡



受付担当：ゆめあい総合事務室（TEL：048-452-7600）

管理担当：和光市地域包括ケア課（TEL：048-424-9124）